



【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染症対策のため、株主様の安全に配慮した感染防止措置を講じたうえで、ご入場に人数制限を設ける場合があります。あらかじめご了承ください。

【株主説明会のお知らせ】

本年は、より多くの株主様に当社への理解を深めていただきたいと考え、株主総会後に株主説明会を実施する予定でございます。

株主総会の終了時刻によっては、会場の利用時間の制限等により、株主説明会が中止・短縮される場合もありますので、何卒ご了承のほどお願い申し上げます。

第11回

定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2023年3月24日（金曜日）午前10時

場所 | 東京都千代田区丸の内1-1-3
日本生命丸の内ガーデンタワー 3F AP東京丸の内

目次

第11回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	22
連結計算書類	38
計算書類	40
監査報告	42

株式会社ACSL

証券コード 6232

■ 株主の皆様へ ■



代表取締役社長
鷲谷 聡之

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。
第11回定時株主総会を3月24日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）によって事前の議決権行使をいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

2023年3月

当社は、「技術を通じて、人々をもっと大切なことへ」というミッションのもと、「最先端のロボティクス技術を追求し、社会インフラに革命を」というビジョンを掲げております。独自開発の制御技術をコアとして、今後見込まれる労働力の不足という社会課題を解決し、自由で開放された持続可能な世界の実現に取り組むテクノロジーカンパニーです。

昨今の地政学的情勢を受け、世界的に経済安全保障が重要視されており、また、新型コロナウイルス感染症の流行等に伴う半導体をはじめとする電子部品価格の高騰、為替相場の激しい変動など従前に比べて不安定な社会環境になっております。一方で、脱炭素化やデジタル田園都市国家構想、レベル4（有人地帯上空における目視外飛行）の実現に向けた航空法改正などドローンの社会実装を後押しする社会的な動きも加速しております。

当社は2022年1月に「持続可能なグローバル・メーカーへ」進化すべく、中期経営方針「ACSL Accelerate2022」を発表いたしました。本中期経営方針では従来の取り組みを継続しつつ、積極的なESGへの取り組み、インドなどの海外市場への進出、またコア技術の新たな適応可能性を検討することを掲げております。

掲げた中期経営方針を全社一丸となって取り組み、10年後に掲げたマスタープランを実現することで、持続的な企業成長を実現し、企業価値、株主価値を高められるよう努めてまいります。

証券コード 6232

2023年3月8日

(電子提供措置の開始日：2023年2月28日)

株 主 各 位

東京都江戸川区臨海町3-6-4
ヒューリック葛西臨海ビル2階
株 式 会 社 A C S L
代表取締役 鷺 谷 聡 之

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、株主様の安全に配慮した感染防止措置を講じたうえで、ご入場に人数制限を設ける場合がありますので、予めご了承ください。また、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年3月23日（木曜日）午後6時までには議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月24日（金曜日）午前10時（午前9時30分開場）

2. 場 所 東京都千代田区丸の内1-1-3
日本生命丸の内ガーデンタワー 3F AP東京丸の内
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第11期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第11期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第5号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション付与の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6232/teiiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ACSL」又は「コード」に当社証券コード「6232」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本年は株主総会終了後、同会場にて株主様向け会社説明会を開催する予定です。なお、株主総会の進行状況によって、会場の利用時間の制限等の理由により短縮・中止する場合がありますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 2022年9月1日に株主総会資料の電子提供制度についての改正会社法が施行されました。同改正に伴い、本株主総会は電子提供制度の対象となりましたが、新制度開始の初回であることに鑑み、今回はすべての株主様に対し従前通りの株主総会資料をお送りしております。


次回以降の当社株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主様のお手元には簡易な招集通知をお届けする予定です。次回以降も株主総会資料を書面で受領したい株主様におかれましては、弊社基準日までに書面交付請求のお手続きをお願いいたします。

当社ウェブサイト (<https://www.acsl.co.jp>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月23日（木曜日）
午後6時行使分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年3月23日（木曜日）
午後6時到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年3月24日（金曜日）
午前10時
(受付開始：午前9時30分)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（議決権行使欄）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

同封
見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1,4,5,6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2,3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 (条文省略)	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 (条文省略)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
第2章 株式	第2章 株式
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (条文省略)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p>
<p>(株券の不発行)</p> <p>第7条 (条文省略)</p>	<p>(株券の不発行)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第9条 (条文省略)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p>
<p>(基準日)</p> <p>第13条 (条文省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>(招集)</p> <p>第14条 (条文省略)</p>	<p>(招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(電子提供措置等) 第15条 (条文省略)	(電子提供措置等) 第15条 (現行どおり)
(議長) 第16条 (条文省略)	(議長) 第16条 (現行どおり)
(決議) 第17条 (条文省略)	(決議) 第17条 (現行どおり)
(議決権の代理行使) 第18条 (条文省略)	(議決権の代理行使) 第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は10名以内とする。 2. (新設)	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2. (条文省略)	(取締役の選任) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2. (現行どおり)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. <u>補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって <u>重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略) <u>第23条</u> 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) <u>第24条</u> 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会規程) <u>第24条</u> (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程) <u>第25条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等) <u>第25条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) <u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除・非業務執行取締役の責任限定契約) <u>第26条</u> (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除・非業務執行取締役の責任限定契約) <u>第27条</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の数) <u>第27条</u> 当会社の監査役は、4名以下とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任の方法) <u>第28条</u> 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u> <u>第29条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第30条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第31条</u> 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第32条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第33条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第34条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役の責任免除等</u>)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、<u>会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度内において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新 設)	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 前項にかかわらず、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新 設)	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
<p>(選任方法)</p> <p>第36条 (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

現行定款	変更案
(任期) 第37条 (条文省略)	(任期) 第32条 (現行どおり)
第7章 計算	第7章 計算
(事業年度) 第38条 (条文省略)	(事業年度) 第33条 (現行どおり)
(剰余金の配当) 第39条 (条文省略)	(剰余金の配当) 第34条 (現行どおり)
(中間配当) 第40条 (条文省略)	(中間配当) 第35条 (現行どおり)
(剰余金の配当の除斥期間) 第41条 (条文省略)	(剰余金の配当の除斥期間) 第36条 (現行どおり)
附則	附則
(場所の定めのない株主総会実施に関する経過措置) 第1条 (条文省略)	(場所の定めのない株主総会実施に関する経過措置) 第1条 (現行どおり)
(新 設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第2条 当社は第11回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（社外取締役2名を含み、監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
1	わし や さと し 鷺 合 聡 之 (1987年9月26日)	2013年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ジャパン入社 2016年7月 当社入社執行役員Vice President 2016年12月 取締役最高財務責任者（CFO）兼最高戦略責任者（CSO） 2017年3月 取締役最高事業推進責任者（CMO） 2018年3月 取締役最高執行責任者（COO） 2020年6月 代表取締役社長兼最高執行責任者（COO） 2022年3月 代表取締役社長（現任）	43,870株
2	はや かわ けん すけ 早 川 研 介 (1988年3月30日)	2012年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ジャパン入社 2015年2月 KKRキャップストーン入社 2017年3月 当社入社最高財務責任者（CFO）兼最高経営管理責任者（CAO） 2017年6月 取締役最高財務責任者（CFO）兼最高経営管理責任者（CAO） 2020年6月 取締役最高財務責任者（CFO） 2021年6月 取締役CFO（現任）	232,395株

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	すぎ 杉 やま 山 まさ 全 のり 功 (1965年4月16日)	2004年3月 株式会社ザッパラス代表取締役社長 2007年7月 同社代表取締役会長兼社長 2011年6月 株式会社Synphonie (現株式会社enish) 代表取締役社長 2014年3月 同社取締役 2014年6月 地盤ネットホールディングス株式会社社外取締役 (現任) 2018年9月 当社社外取締役 (現任) 2020年8月 株式会社Kaizen Platform社外取締役 (現任)	—
4	しま 島 づ 津 ただ 忠 はる 美 (1961年3月12日)	1985年4月 株式会社東芝 入社 2012年4月 同社セミコンダクター&ストレージプロダクツカンパニー技術企画部部長 2013年6月 株式会社セミコンダクターポータル社外取締役 (現任) 2017年4月 株式会社東芝 コーポレート技術企画室室長付 2021年5月 当社技術顧問 2022年3月 当社社外取締役 (現任) 2022年6月 学校法人学習院理事 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 杉山全功氏及び島津忠美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 杉山全功氏を社外取締役候補者とした理由は、複数の上場企業における代表取締役としての豊富な経験を有しており、経営者としての経験に基づいた業務執行に対するアドバイスや助言を期待しているためであります。また、島津忠美氏を社外取締役候補者とした理由は、製品開発及び技術開発全般についての豊富な経験を有しており、当該知見を活かして特に製品開発及び技術開発について専門的な観点から業務執行に対するアドバイスや助言を期待しているためであります。
4. 杉山全功氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年6か月となります。また、島津忠美氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、杉山氏及び島津氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低限度額です。各候補者の再任が承認された場合は、各氏と当該契約を継続する予定です。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしております (ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合を除く)。各候補者が取締役に選任

- され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、杉山全功氏及び島津忠美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各候補者が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	しずか けん た ろう 静 健 太 郎 (1984年5月21日)	2008年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人 トーマツ）入所 2013年3月 公認会計士登録 2019年7月 静公認会計士事務所設立 代表（現任） 2019年7月 株式会社アソインターナショナル社外監 査役（現任） 2020年10月 アルファ監査法人 社員（現任） 2021年6月 当社顧問（現任）	-
2	ねじ はし 稔 橋 か お り (1976年9月24日)	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 渡邊国際法律事務所（現外国法共同事業 オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律 事務所）入所 2006年11月 辻巻総合法律事務所 入所（現任） 2007年10月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2019年6月 A S T I 株式会社 社外取締役・監査等 委員（現任）	-

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	だいもん 大門 あゆみ (1983年10月11日)	2011年12月 弁護士登録 2012年8月 弁護士法人法律事務所リエゾン（現法律事務所リエゾン）入所 2020年6月 法律事務所UNSEEN設立 代表弁護士（現任） 2020年12月 弁護士法人UNSEEN設立 社員（現任） 2020年12月 ERAWAKE株式会社設立 代表取締役（現任） 2021年4月 株式会社チャイルドビジョン・ホールディングス社外監査役 2021年12月 株式会社 コナカ社外取締役（現任）	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 静健太郎氏、捻橋かおり氏及び大門あゆみ氏は、社外取締役候補者であります。
3. 静健太郎氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、公認会計士として財務・会計に関する専門的知識を有していることや、複数の企業における取締役及び監査役の経験から、役員としての豊富な経験に基づいた財務・会計に関する適切な監査・助言をいただくことを期待するためであります。
4. 捻橋かおり氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、これらを当社の監査等に活かしてコーポレートガバナンスの強化に貢献していただくこと、また、国際弁護士としての豊富な経験から、特に海外案件についての適切な助言をいただくことを期待するためであります。
5. 大門あゆみ氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門的知見に加えて、法律事務所を設立し、依頼者に安心感を提供する活動に軸足を置く中で培った深い洞察力を有していることから、当社のコーポレートガバナンス体制強化と働きやすい職場づくりについて適切な助言をいただくことを期待するためであります。
6. 第1号議案「定款一部変更の件」及び各候補者の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低限度額です。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合を除く）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、捻橋かおり氏及び大門あゆみ氏の選任が承認された場合は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2018年8月21日開催の定時株主総会において、年額90百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額150百万円以内（うち社外取締役年額40百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、その職位や個別の業績等に応じて、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮し、基本となる固定報酬及び株式報酬で構成することを基本方針といたします。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション付与の件

I. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

ストック・オプションの価値は当社株価に連動するものであることから、これを当社取締役に付与することにより、当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社取締役の企業価値向上への貢献意欲を高めることができると考えております。

このことから、当社の健全な経営を推進していくことを目的として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額、及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

II. 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2018年8月21日開催の臨時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、年額90百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様を利益を重視した業務展開を図ることを目的として、第4号議案としてご承認をお願いする報酬とは別枠にて、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額50百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は3名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されました後は、取締役の員数は2名となります。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の数の上限

本議案承認の日から1年以内に発行する新株予約権の上限は250個とする。なお、下記（2）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から2年を経過する日より割当日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得に関する条項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

(提供書面)

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「技術を通じて、人々をもっと大切なことへ」というミッションのもと、「最先端のロボティクス技術を追求し、社会インフラに革命を」というヴィジョンを掲げております。日本の社会課題である労働力のミスマッチに対し、当社グループのコアである独自開発の制御技術とそれを利用した産業用ドローンの社会実装により、当社グループのミッション・ヴィジョンの実現を通じて社会課題の解決を目指しております。

当社グループは、国内のドローン関連企業において、唯一上場しているドローン専門メーカーとして、黎明期に求められる評価用機体の試作や実証実験といったソリューションの作り込みから、量産機の開発、量産体制の構築・販売を行っております。

国内ドローン市場を取り巻く環境は、地政学的リスクの高まりや不安定な世界情勢などから経済安全保障への関心が強くなっており、日本政府はドローンの調達にあたり、2020年9月に公共の安全と秩序維持等に支障の生じるおそれがある業務等に用いられるドローンの調達は、セキュリティが担保されたドローンに限定し、既に導入されているドローンについても速やかな置き換えを実施する方針を公表しております。

また、2022年6月7日に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想基本方針において、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決の方法として、農業分野や物流でのドローンの活用が示された他、災害発生時のドローンを利用した情報収集や点検でのドローンの活用などの取り組みに言及がなされ、社会課題を解決する新たな方法としてドローンに注目が集まっております。全国各地にて、デジタル田園都市国家構想の事業費を活用した、ドローンによる地方創生が加速しており、具体的には福井県敦賀市、茨城県境町、北海道上士幌町などの自治体でドローンの社会実装に向けた実証実験が始まっております。

ドローンを取り巻く法制度は、日本政府が2022年度を目標としている「レベル4」（有人地帯上空における目視外飛行）の実現に向けて、2021年6月に航空法改正案が成立し、2022年12月5日には航空法施行規則等の一部を改正する省令が施行されるなど、規制を含めた法整備が着実に進んでおります。当社グループでは、航空法施行規則等の一部を改正する省令の施行日において、レベル4に対応したドローンの第一種型式認証の申請を実施し、認証の取得を目指しております。今後、レベル4相当の飛行が可能となることで、既に法整備が進んでいるレベル1～3の市場に加えて、ドローン物流など、我が国においてドローンで利用可能な巨大な空間・市場が出現する見込みです。

当社は2022年1月に示した中期経営方針「ACSL Accelerate 2022」で掲げた「持続可能なグローバル・メーカーへ」進化するための取り組みを推進してまいりました。

直近の国内事業の進捗として、用途特化型機体の量産化と社会実装については、大部分の機体が先行的な開発投資のフェーズから、上市・初期市場対応（顧客フィードバックへの対応）を実施するフェーズへ移行しつつあります。

国産の高セキュリティ対応の小型空撮ドローン「SOTEN」は出荷を2022年3月に開始し、2022年12月までに645台を出荷いたしました。SOTENは引き続き、ドローンの利活用にあたりセキュリティ対応が求められる顧客から多くの引き合いを頂いております。また、リリース後もグローバル大手のPix4D社のソフトウェアへの対応やLTE通信対応を開始するなど、継続的な機能アップデートを実施して需要創出を図っております。

物流用ドローンについても、物流専用ドローン「AirTruck」の量産及び出荷を開始しており、2022年12月期において15台を出荷し、さらに15台の受注を頂いております。全国自治体におけるデジタル田園都市国家構想に関連した事業で、AirTruckならびにセイノーHD株式会社・株式会社エアロネクストが推し進めるSkyHub®が採用されるなど社会実装を進めております。加えて、KDDIスマートドローン株式会社とエアロネクスト社が地域配送を効率化・省人化するドローン配送パッケージ組成に当たり、AirTruckが採用されております。また、日本郵便株式会社が実施する「ドローンによる郵便物などの配送試行」に国産ドローンを提供し、運航の支援を実施するとともに、2023年度以降の実用化を目指すレベル4対応の物流専用機を2022年12月に披露いたしました。日本郵政グループとは、2021年6月に資本業務提携を行っており、今後もドローン物流の社会実装の推進とドローン市場の拡大に向けて連携を進めてまいります。

新用途開発とセキュア対応について、プラットフォーム機体であるPF2をセキュア対応させたPF2-AE（Advanced Edition）をリリースし、セキュリティ対応ドローンを求める顧客要望に応えてまいります。また、既に開発や量産などを行っている4つの用途以外においても、実証実験を進めており、風力発電設備の点検や測量の分野において、用途特化型機体の開発に着手しております。

ESGの取り組みについては、投資家、顧客、パートナー企業など多様なステークホルダーに対して、当社グループのビジョンと取り組みを体系的に紹介し、発信するために、当社初となる統合報告書を和文・英文で刊行いたしました。人材面においては様々なバックグラウンドを持った人材の採用を継続的に進め、ダイバーシティのさらなる強化を図っております。2022年12月末時点において、全従業員に対する外国籍の従業員の比率は約22%となっており、研究開発部門においては約50%のメンバーが外国籍となっております。今後も多様な働き方やキャリア形成を尊重し、多様性を活用し、競争力の強化を図っていきたくと考えております。

自律制御システムの他分野への展開については、地上走行ロボットの開発を行っているREACT株式会社（旧アイ・イート株式会社）への出資を行い、REACT社が有しているロボット開発技術と当社グループが有している自律制御関連技術を組み合わせることで、より付加価値の高い製品開発を効率的かつ早期に実現し、製品技術の向上と事業の拡大を目指します。

海外ドローン市場においては、国内以上に経済安全保障への関心が高く、昨今の経済安全保

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

障の状況により転換期を迎えております。特に当社グループが展開を進めているインドでは海外製のドローン完成品の輸入が禁止、アメリカではロシアや中国製のドローンが規制されるなど、経済安全保障を強く意識した施策が行われております。当社グループはセキュリティが担保された国産ドローンを有しているのみならず、企業向け対応および用途特化型をキーワードとしたポジショニング形成が可能であり、海外におけるセキュアなドローンへの需要にも適応することができる可能性が高く、需要の拡大を見込んでおります。

インド市場への進出については、現地パートナー企業との合弁会社（ACSL India Private Limited）にて、現地の生産拠点の整備、機体の販売に関する許認可の申請を進めております。2022年12月期において8,000万インドルピー（140,000千円相当）の大型案件を受注しており、今後も事業拡大を見込んでおります。

アメリカ市場では2022年にAUVSI XPONENTIAL 2022、Commercial UAV Expoの2つの世界最大規模の展示会に出展しました。展示会では、SOTENが経済安全保障ニーズに応え、点検・測量などで活用できると高評価を頂きました。また、展示会での顧客との関係構築により、2022年10月にGeneral Pacific, Inc.社など複数顧客先でロードショーを実施し、潜在顧客より実務適用が可能という評価とともに、購入意思が示されました。

また、当社は、2022年11月には万国郵便連合（Universal Postal Union:UPU）の諮問委員会（Consultative Committee）に、ドローン関連企業として世界で初めて加盟するなど国際的なプレゼンスを高めてまいります。

このような中、当社グループは、2023年1月20日にCVI Investments, Inc.に対する第三者割当により、総額3,564,087千円（うち、2023年2月6日に新株式の発行により339,349千円、新株予約権付社債の発行により1,389,500千円及び新株予約権の発行により8,045千円の払込完了）の資金調達を決議しており、今後も新たな製品の開発や新たな市場への展開といった事業の成長に合わせて、継続的な資金調達を行っていくとともに、金融機関とも逐次協議を行い、事業の成長に伴い拡大する運転資金の確保に努めてまいります。第三者割当により調達した資金については、ドローン機体の開発・評価、海外事業の拡大及びソフトウェア開発に投資してまいります。

当社グループの研究開発投資は、短期的な利益を追うのではなく、中長期的な成長を実現するために戦略的かつ積極的に研究開発費を投下する方針を維持し、レベル4認証取得に向けた機能開発や安全性・信頼性向上、自律制御技術・エッジ処理の高度化、用途特化型機体の製品化・量産体制の構築、フィードバックに基づく製品改善・機能強化を進めております。

また、海外展開に向けた投資としては、現地規制に対応する機体のカスタマイズおよび輸出規制への対応、加えて、販売体制の構築などを積極的に進めていく予定です。

以上の結果、当連結会計年度の業績は売上高1,635,192千円、営業損失2,203,696千円、経常損失2,174,230千円、親会社株主に帰属する当期純損失2,591,834千円となりました。

なお、前連結会計年度より決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。決算期の変更により、前連結会計年度は2021年4月1日から2021年12月31日までの9か月間となっております。これにより、当連結会計年度（2022年1月1日から2022年12月31日）は、比較対象となる前連結会計年度（2021年4月1日から2021年12月31日）と対象期間が異なることから、前年同期との比較分析は行っておりません。

当社グループはドローン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。そのため、当社グループの販売実績を主な内訳別に区分した売上高の状況は次のとおりであります。

(単位：千円)

区分（注）	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
実証実験	397,749
プラットフォーム機体販売	103,934
用途特化型機体販売	1,012,634
その他	120,874
合計	1,635,192

- (注) 1. サービス提供の各段階に関して、実証実験として、顧客のドローン導入のニーズを踏まえ、課題解決のために当社グループのテスト機体を用いた概念検証 (PoC) に係るサービスを提供しております。概念検証 (PoC) を経て、顧客先の既存システムへの組み込みも含めた特注システム全体の設計・開発を行っております。
2. プラットフォーム機体販売において、顧客先における試用(パイロット)もしくは商用ベースでの導入として、当社グループのプラットフォーム機体をベースにした機体の生産・供給を行っております。
3. 用途特化型機体販売においては、特定の領域において量産が見込める機体について、量産機体の開発・生産・販売を行っております。
4. その他においては、機体の保守手数料や消耗品の販売に加えて、一般的に国家プロジェクトにおいて、受託先が収受する補助金等のうち、新規の研究開発を行わず、既存の当社グループの技術を用いて委託された実験を行うことが主目的のプロジェクトについての売上高を含んでおります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は219,603千円であり、その主な内容は、営業活動及び研究開発用ドローン機体の取得やドローン関連事業におけるソフトウェアの開発等であります。

- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
なお、当社は、2023年2月6日にCVI Investments, Inc.への第三者割当による新株式の発行により339,349千円、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により1,389,500千円、新株予約権の発行により8,045千円の資金調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2020年3月期)	第 9 期 (2021年3月期)	第 10 期 (2021年12月期)	第 11 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高(千円)	－	620,705	501,013	1,635,192
経 常 損 失 (△) (千円)	－	△1,081,647	△1,213,748	△2,174,230
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	－	△1,511,710	△1,225,869	△2,591,834
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	－	△139.54	△103.94	△209.77
総 資 産(千円)	－	4,008,930	5,715,185	4,976,675
純 資 産(千円)	－	3,572,642	5,419,419	2,938,782
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	－	325.92	436.03	229.66

- (注) 1. 第9期より連結計算書類を作成しておりますので、第8期以前の状況は記載しておりません。
 2. 第10期は、決算期変更により2021年4月1日から2021年12月31日までの9か月間を連結会計年度とする変則的な決算となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2020年3月期)	第 9 期 (2021年3月期)	第 10 期 (2021年12月期)	第 11 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高(千円)	1,278,723	620,705	501,013	1,635,192
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	231,427	△1,081,559	△1,211,231	△2,272,519
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	239,801	△1,511,710	△1,223,557	△2,584,529
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	23.00	△139.54	△103.75	△209.18
総 資 産(千円)	5,268,135	4,005,327	5,708,810	4,961,171
純 資 産(千円)	5,034,217	3,569,699	5,414,351	2,929,248
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	468.56	325.92	435.92	229.17

- (注) 第10期は、決算期変更により2021年4月1日から2021年12月31日までの9か月間を事業年度とする変則的な決算となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	出資金	当社の出資比率	主要な事業内容
ACSL 1号有限責任事業組合	503百万円	99.0%	投資事業

③ 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ACSL India Private Limited	75,000千インドルピー	49.0%	産業用ドローンの製造、販売

(4) 対処すべき課題

当社グループを主に取り組んでいる産業用ドローン関連事業につきましては、技術の進展とともに様々な産業での利活用が広がっており、今後もさらなる市場の拡大が見込まれます。

国内においては労働人口の減少・高齢化が進む中、労働生産性の向上は社会的な要請であり、様々な分野で業務効率化に関する需要が高まっております。特に、当社グループが注力するインフラ点検、物流・郵便、防災・災害支援分野を中心に、現状のオペレーションの維持及び効率化を目的とした業務の省人化・無人化は、各産業において喫緊の課題となっており、需要が急速に高まっています。また、官公庁及び関係機関においては、経済安全保障への関心の高まりとセキュリティ対応に関するニーズが急伸しており、国産のセキュアなドローンに対する需要が高まっています。

当社グループは2022年1月に中期経営方針「ACSL Accelerate 2022」にて、4つの用途特化型機体の量産化と社会実装の推進に加え、新たな用途特化型機体の開発と製品のセキュア対応、インド市場への本格進出、ESG施策への取り組みの推進及び独自開発の制御技術の他分野への展開を掲げ、急速な事業拡大を推進してまいります。

今後の方針として、経済安全保障ニーズに応えられることを強みとして、日本の安定的な成長を享受しつつ、インド・米国をはじめとした海外進出を本格化させ、急成長を実現することを目指します。

一方、世界的な半導体不足や急激な為替変動による、部材の供給の遅れや価格の高騰については、当社グループの機体生産にも影響を与えており、今後も半導体をはじめとする部材の供給不足や価格高等が継続する場合には、用途特化型機体の量産等及び当社グループの研究開発活動に影響を与える可能性があります。

なお、現状の当社グループは、現金及び預金の残高にて、当面の間の運転資金が十分に賅える状況であり、資金繰りの懸念はありません。

このような環境の下、当社グループの対処すべき課題は、次のとおりであります。

① 開発戦略

用途特化型機体の開発として小型空撮、閉鎖環境点検、煙突点検、中型物流の4つの用途にあわせた機体開発を進めてまいりました。用途特化型機体の大部分は開発投資が先行するフェーズを抜け、上市・初期市場対応を実施するフェーズに移行しつつあります。また、プラットフォーム技術の強化として、これまで取り組んできた自律制御技術の強化を引き続き進めるとともに、レベル4への対応として、無人航空機の安全性と均一性を確保するための認証制度である第一種型式認証取得を目指した取り組みを進めております。加えて、操作性を向上させる地上局のアップデートや外部ソフトウェア連携の開発などを行ってきました。今後は、既存製品の原価低減・品質改善に向けた開発を行いつつ、海外進出を目指し、輸出許可の取得や現地法規に対応可能となるための開発として積極的な先行投資を進めてまいります。

② 生産体制

当社は安全品質を最優先事項と位置づけ、品質向上を目指して、社内体制の強化を進めてまいりました。機体の量産について、国内における高品質な組み立て供給が可能なパートナー企業との連携により、販売を開始した用途特化型機体の量産体制を構築しております。今後もパートナー企業との連携を進め、高品質かつ安定的な量産体制の構築を目指します。製品品質においては販売開始した製品について顧客からのフィードバックを受け継続的な改善を目指します。調達戦略としては、高騰している半導体・電子部品価格への対応として安価な半導体・電子部品へ設計変更などを実施することにより、価格高騰の影響を一定程度削減できる見込みです。

③ 営業戦略

販売においては、セキュアな環境下での飛行を想定した国産の小型空撮機体を中心に、販売代理店網の構築を進め、用途特化型の機体の販売を軸に出荷機体の増加を目指します。また高品質、セキュリティ対応をしたプラットフォーム機体の販売拡大に加え、引き続き大企業を中心とした各分野の顧客に対し、業務効率化・無人化を目指した実証実験・カスタム開発の提供を推進してまいります。

海外市場については、経済安全保障による需要の増加を受けて、本格的な海外進出を展開いたします。インド市場においてはインドにおけるパートナー企業と連携し、日本メーカーである優位性を活用し、政策に合致するよう現地生産を行い、インドでのマーケティングを本格化させていきます。また、アメリカ市場についても、極めて強い経済安全保障ニーズに応えるべく本格進出に向けた市場調査や規制対応などの準備を進めてまいります。

④ 規制への対応

ドローン関連業界を取り巻く大きなトレンドとしてのレベル4の規制整備、セキュリティへの対応について、規制の変化に対応し、拡大が見込まれる需要に対応すべく、規制整備に関連する国土交通省、経済産業省などの行政機関と引き続き、密な連携を図ってまいります。

加えて、海外市場への進出においては現地規制当局との連携も進めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社は、従来より、一層の事業拡大を進めるにあたり、適切な内部統制システムの構築、コンプライアンス遵守体制の整備に継続して取り組んでまいりました。また、監査役、内部監査室及び監査法人とより密接な連携を図ることで、内部統制システムの適切な運用を進めております。なお、本株主総会に付議しております第1号議案が承認された際には、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。当該移行により、取締役会の監査・監督機能をより一層強化し、更なるコーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは、「技術を通じて、人々をもっと大切なことへ」というミッションのもと、「最先端のロボティクス技術を追求し、社会インフラに革命を」というビジョンを掲げております。当社グループは自律制御技術を始めとしたロボティクス技術を追求し、常に最先端の技術開発を行っております。それらの技術の社会実装を通じて、人類の活動の基盤となる社会インフラにおける、経済活動の生産性を高め、付加価値の低い業務、危険な業務を一つでも多く代替させ、次世代に向けた社会の進化を推し進めるべく事業を進めております。

主たる事業として、自律制御技術を用いた産業用ドローンの開発・販売、産業用ドローンを活用したソリューションの開発・導入支援及び関連する製品の販売・サービス提供であります。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年12月31日現在)

① 当社

本	社	東京都江戸川区
支	店	南相馬支店：福島県南相馬市

② 子会社

A C S L 1号有限責任事業組合	本社 (東京都江戸川区)
--------------------	--------------

(7) **使用人の状況** (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
71 (17) 名	1 (5) 名増

(注) 使用人数は就業人員(当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
71 (17) 名	1 (5) 名増

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年12月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三井住友銀行	400
三井住友信託銀行株式会社	400
株式会社りそな銀行	200

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. **株式の状況** (2022年12月31日現在)

(1) **発行可能株式総数** 35,000,000株

(2) **発行済株式の総数** 12,380,835株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は62,235株増加しております。

(3) **株主数** 14,935名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 郵 政 キ ャ ピ タ ル (株)	1,259千株	10.17%
野 波 健 蔵	1,200	9.69
IGLOBE PLATINUM FUND II PTE. LTD.	871	7.04
(株) 菊 池 製 作 所	700	5.65
太 田 裕 朗	256	2.07
早 川 研 介	232	1.88
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	232	1.88
大 田 誠	179	1.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 0 1 9	153	1.24
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	144	1.17

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鷲谷 聡之	
取締役 C F O	早川 研介	
取締役 C T O	クリストファー・トーマス・ラービ	
取締役	杉山 全功	株式会社Kaizen Platform社外取締役 地盤ネットホールディングス株式会社社外取締役
取締役	島津 忠美	株式会社セミコンダクタポータル社外取締役 学校法人学習院理事
常勤監査役	二ノ宮 晃	
監査役	嶋田 英樹	三番町法律事務所代表 株式会社COOL社外監査役
監査役	大野木 猛	青南監査法人代表社員 株式会社アミューズ社外監査役

- (注) 1. 取締役杉山全功氏及び島津忠美氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役二ノ宮晃氏、監査役嶋田英樹氏及び監査役大野木猛氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役嶋田英樹氏は弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役大野木猛氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は会社のすべての取締役・監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役の職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、各取締役の報酬を取締役会で決定しております。なお、当社は取締役の報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、2020年4月14日付にて、過半数の委員を独立社外取締役で構成する、当社取締役会に対して報告及び提言を行うための報酬委員会を設置しました。当社取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び個別の報酬等に係る事項は、本委員会で検討の上、取締役会への報告又は提言を経て、取締役会にて決定しております。

また、監査役の報酬は株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、基本報酬のみの支給として監査役の協議で決定しております。

当社の取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬は、基本報酬及び株価連動報酬により構成されており、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

・基本報酬

各取締役の役位に基づく定額報酬とし、経営環境や他社の水準等を考慮し、職責に応じて決定しております。

・株価連動報酬

株価連動報酬として、株式報酬型ストックオプションを付与しております。これは、社外取締役を除く取締役全員が、株価上昇によるメリットだけでなく、株価下落によるリスクも株主と共有することにより、当社の企業価値増大に向けた意欲を一層高めることを目的として付与するもので、社外取締役を除く各取締役の割当数は、職責に応じて取締役会にて決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	97,857 (12,625)	68,625 (12,625)	29,232 (-)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	20,430 (20,430)	20,430 (20,430)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	118,287 (33,055)	89,055 (33,055)	29,232 (-)	9 (5)

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は、株式報酬型ストック・オプションとして付与した新株予約権であり、当事業年度における交付状況は「第11回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項 ① 1. (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。上記の非金銭報酬等の額は、当事業年度における取締役4名に対する費用計上額としております。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年8月21日開催の臨時株主総会において、年額90百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）です。また、上記報酬枠とは別枠で、2020年6月25日開催の第8回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2022年3月25日開催の第10回定時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 上記の取締役の員数には、第10回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役杉山全功氏は、株式会社Kaizen Platformの社外取締役及び地盤ネットホールディングス株式会社の社外取締役として経営に関与しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役島津忠美氏は、株式会社セミコンダクタポータルの社外取締役として経営に関与しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役嶋田英樹氏は、三番町法律事務所の代表及び株式会社COOLにおいて社外監査役として経営に関与しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役大野木猛氏は、青南監査法人の代表社員及び株式会社アミューズにおいて社外監査役として経営に関与しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 杉山 全功	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会では経営全般に関する助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 島津 忠美	2022年3月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席いたしました。主に長年にわたる製品開発及び技術開発全般の豊富な経験と実績を生かし、取締役会では製品開発及び技術開発に関する助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役 二ノ宮 晃	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。長年にわたる管理業務の豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のリスク管理体制、内部統制システム等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 嶋田 英樹	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 大野木 猛	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。また、内部留保資金につきましては、研究開発活動の継続的な実施や生産体制の強化のために優先的に充当し、事業基盤の確立・強化を図っていく予定であります。

当事業年度の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化に必要な内部留保を確保するため、配当を実施しておりません。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,572,926	流動負債	2,003,534
現金及び預金	1,356,252	買掛金	591,368
売掛金	390,544	短期借入金	1,000,000
仕掛品	304,436	未払金	340,661
原材料	894,659	未払法人税等	5,024
前渡金	363,793	その他	66,479
その他	263,238	固定負債	34,358
固定資産	1,403,749	繰延税金負債	34,358
有形固定資産	57,834	負債合計	2,037,893
建物	9,666	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	48,167	株主資本	2,773,917
無形固定資産	216,198	資本金	17,497
ソフトウェア	207,200	資本剰余金	5,350,947
その他	8,997	利益剰余金	△2,594,146
投資その他の資産	1,129,716	自己株式	△382
投資有価証券	775,885	その他の包括利益累計額	69,377
長期貸付金	301,090	その他有価証券評価差額金	66,386
その他	52,741	為替換算調整勘定	2,990
資産合計	4,976,675	新株予約権	91,977
		非支配株主持分	3,510
		純資産合計	2,938,782
		負債純資産合計	4,976,675

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		1,635,192
売上原価		1,759,404
売上総損		△124,212
販売費及び一般管理費		2,079,484
営業外損収		△2,203,696
受取利息	718	
為替差益	12,277	
助成金の収入	22,968	
その他	3,236	39,200
営業外費用		
支持分法による投資損失	2,254	
その他	7,328	
経常損	151	9,734
特別損		△2,174,230
投資有価証券評価損	408,865	408,865
税金等調整前当期純損失		△2,583,096
法人税、住民税及び事業税	5,090	
法人税等調整額	5,003	10,093
当期純損失		△2,593,189
非支配株主に帰属する当期純損失		△1,355
親会社株主に帰属する当期純損失		△2,591,834

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,431,314	流動負債	2,003,204
現金及び預金	1,221,476	買掛金	591,368
売掛金	390,544	短期借入金	1,000,000
仕掛品	304,436	未払金	340,331
原材料	894,659	未払費用	18,859
前渡金	363,793	未払法人税等	5,024
前払費用	52,872	預り金	14,723
その他	203,531	その他	32,895
固定資産	1,529,856	固定負債	28,719
有形固定資産	57,834	繰延税金負債	28,719
建物	9,666	負債合計	2,031,923
工具、器具及び備品	48,167	(純資産の部)	
無形固定資産	216,198	株主資本	2,783,534
特許権	105	資本金	17,497
意匠権	8,892	資本剰余金	5,350,947
ソフトウェア	207,200	資本準備金	4,523,256
投資その他の資産	1,255,823	その他資本剰余金	827,691
投資有価証券	492,707	利益剰余金	△2,584,529
関係会社株式	74,405	その他利益剰余金	△2,584,529
関係会社出資金	334,879	繰越利益剰余金	△2,584,529
関係会社長期貸付金	301,090	自己株式	△382
その他	52,741	評価・換算差額等	53,735
資産合計	4,961,171	その他有価証券評価差額金	53,735
		新株予約権	91,977
		純資産合計	2,929,248
		負債純資産合計	4,961,171

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,635,192
売上原価	1,759,404
売上総損失	△124,212
販売費及び一般管理費	2,053,485
営業損失	△2,177,697
営業外収益	
受取利息	695
助成金収入	22,968
為替差益	12,277
その他	3,236
合計	39,177
営業外費用	
支払利息	2,254
出資金運用損	131,593
株式交付費	84
その他	66
合計	133,999
経常損失	△2,272,519
特別損失	
投資有価証券評価損	301,915
合計	301,915
税引前当期純損失	△2,574,435
法人税、住民税及び事業税	5,090
法人税等調整額	5,003
当期純損失	△2,584,529

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

株式会社A C S L
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木基之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉原伸太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社A C S Lの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A C S L及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2023年1月20日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2023年第1回新株予約権の発行を行うことを決議し、2023年2月6日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重

要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

株式会社 A C S L
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木基之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉原伸太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 A C S L の2022年1月1日から2022年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」で参照されている連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2023年1月20日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2023年第1回新株予約権の発行を行うことを決議し、2023年2月6日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起する

こと、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等（組合の業務執行者を含む。）と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月17日

株 式 会 社 A C S L 監 査 役 会

常勤監査役（社外監査役） 二ノ宮 晃 ㊟

社 外 監 査 役 大野木 猛 ㊟

社 外 監 査 役 嶋田 英樹 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

日本生命丸の内ガーデンタワー 3F AP東京丸の内
東京都千代田区丸の内1-1-3



交通

JR線 「東京駅」丸の内北口より徒歩6分
都営三田線 「大手町駅」D6出口直結

【お願い】

ご来場の際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。